

京都市告示第335号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）第46条第4項の規定において準用する条例第44条第1項の規定により地域景観づくり計画書の変更の届出があったので、条例第46条第4項の規定において準用する条例第44条2項の規定により次のとおり告示し、計画書を縦覧に供します。

平成27年8月28日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

西之町まちづくり協議会

2 協議会認定の年月日及び番号

平成24年7月17日 第協003号

3 計画書認定の年月日及び番号

平成25年1月10日 第計003号

4 地域景観づくり協議地区の名称

西之町地域景観づくり協議地区

5 変更の内容

変更があった事項	変更前	変更後
意見交換対象地区	平成16年11月に決定された「新門前通西之町地区地区計画」の範囲とする。	平成16年11月に決定された「新門前通西之町地区地区計画」並びに平成27年8月に決定された拡大区域を含む範囲とする。

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成27年8月28日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

（都市計画局都市景観部景観政策課）